知的財産権取得で新事業展開の促進 最大50万円を補助

ー 岡崎ものづくり支援補助金 ー

岡崎ものづくり推進協議会 (岡崎市・岡崎商工会議所)

◆ 補助対象となる事業

岡崎市内に本社又は試作開発拠点を6箇月以上有し、市税を完納している製造業者(製造業に参入を目指す事業所を含む)が、事業活動のため日本国特許庁に特許出願、特許出願審査請求を行う際に係る費用の一部を補助します。

◆ 補助対象経費

特許出願、特許出願審査請求(特許料は除く)に係る手数料の相当額並びに、弁理士の報酬及び経費(成功報酬は除く)

◆ 補助金額

補助対象経費の1/2以内(1社最大50万円) ※1,000円未満切り捨て (特許出願審査請求について特許庁の減免を受ける場合は減免を受けた額の1/2以内) (予算の範囲内であれば、補助限度額までの複数回の申請が可能です)

◆ 申請に必要な書類

- ① 補助交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 補助対象経費に係る見積書等
- ④ すべての市税において未納がないことを証明する市税納税証明書 (提出日より3箇月以内に発行されたもの)
- ⑤ 会社案内(事業内容が確認できるパンフレット等)

申請期間

令和5年4月3日(月) ~令和6年1月31日(水)(ただし、予算の範囲内) ※中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者でない者は、 当該年度の11月30日までは、申請をすることができません

(事業実施期間 令和5年4月1日出~令和6年3月31日旧)

申請にあたっては、岡崎ものづくり支援補助金募集要領を必ずご確認ください

お問合せ先: 岡崎ものづくり推進協議会(岡崎商工会議所内) 〒444-8611 岡崎市竜美南1丁目2番地

電話 0564-53-6191 FAX 0564-53-0101

URL http://okamono.com/